

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンについて

1. 主 旨

食品ロスが世界的問題となっている中で、我が国においても毎年 600 万トン以上の食品ロスが発生し、その半数以上が食品産業から発生していると推計されています。この中には、外食産業からのものが相当程度含まれており、各外食事業者において、この削減のための取組が進められています。

このような取組を後押しするため、農林水産省では消費者庁、環境省、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（※）と連携して令和元年 12 月から令和 2 年 1 月末までの忘新年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組みます。

つきましては、外食事業者にとって御多忙の時期とは承知していますが、食品ロス削減の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

（※）「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する都道府県・市区町村により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立されたネットワーク。（10 月 10 日現在 408 自治体が参加）

2. 依頼内容

令和元年 12 月から令和 2 年 1 月末までの忘新年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに御賛同いただき、食品ロス削減に向けた取組（①啓発資材（※1）の掲示、②料理の量の調整、③3010 運動や食べきりに関するお客様への声かけ、④持ち帰り用パックの提供、⑤その他）を実施していただける企業様におかれましては、企業名、取組内容等を別添の様式（別添 1）に御記入いただき、令和元年 11 月 22 日（金）（※2）までに以下の【御提出先】まで送付いただきますようお願いいたします。

その後、御提出いただいた情報を取りまとめ、農林水産省において公表を行う予定です（公表時には協力企業名を掲載させていただく予定です）。

なお、啓発資材は各省庁で作成したもの（別添 2）も利用可能となっております。

- ※1 地方自治体や企業独自の資材を活用する場合も含まれます。
- ※2 11月22日（金）以降に御報告いただいた場合も、随時、公表させていただく予定です。
- ※3 12月2日（月）に開始できない場合でも、12月中に開始していただけるものであれば対象となります。

【お問い合わせ先・御提出先】

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

担当者：三浦、佐藤

電話：03-6744-2066

メール：loss-non@maff.go.jp